

高齢者インフルエンザ予防接種の
自己負担額と手続が変わります

高齢者インフルエンザ予防接種は、一定の所得を下回る方について自己負担額を軽減しておりましたが、これには、事前に自己負担区分証明書を郵送で申請していただく必要があることから、接種を受けるまでの間に、証明書の申請という手間に加え、証明書が届くのをお待ちいただく時間が生じるという状況にありました。

今後、高齢化がますます進展し、予防接種に係る経費の増加が見込まれる中、将来にわたって制度が継続できるよう、また、事前申請の手間を省き、迅速に接種していただけるよう、所得にかかわらず一律 1,500 円とすることで、自己負担区分証明書の申請を**不要**（生活保護等受給者を除く）としますので、お知らせします。

なお、高齢者インフルエンザ予防接種は、1人当たり5,000円程度の経費を要しており、そのうちの1,500円（3割）を皆様に御負担いただき、残りの3,500円（7割）については、引き続き公費で負担します。

見直し内容

(1) 自己負担額

対象		これまで	令和4年度
課税者 市民税	総所得 125 万円超	2,000 円	1,500 円
	総所得 100 万円超～125 万円以下	1,500 円	
	総所得 100 万円以下	1,000 円	
市民税非課税者		0 円	0 円
生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者		0 円	

(2) 手續

対象		これまで		令和4年度
課税者 市民税	市民税総所得 125万円超	手続不要	➡	手続不要 ※申請は要りません
	市民税総所得 125万円以下	事前に郵送で、 自己負担区分 証明書を 申請・発行		
市民税非課税者				
生活保護・中国残留邦人等 支援給付受給者				事前に区役所・支所 保健福祉センターで、 <u>①生活保護受給証明書</u> 又は <u>②支援給付受給証明書</u> を申請・発行

※別途、病院の予約は必要です！

●対象者

65 歳以上又は 60 ～ 64 歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能若しくは HIV により免疫機能に日常生活を極度に制限される程度の障害のある方

●予防接種の実施期間

令和4年10月15日（土）～令和5年1月31日（火）

京都市高齢者インフルエンザ予防接種コールセンター TEL 075-748-1404

[illegible]

高齢者のインフルエンザは重症化することがあります。 流行する前のワクチン接種などが有効です。

●インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染して起きます。38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れ、高齢者や基礎疾患を持つ方は、肺炎を伴うなど重症化することがあります。

●重症化予防のためのワクチン接種

インフルエンザが原因で、年間約 3,500 人※の方が亡くなっており、そのうち 65 歳以上の方が約 90%を占めています。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い全国的に感染症対策がなされた影響などにより、ここ2年間、インフルエンザは流行しておらず、免疫が低下している可能性があります。

重症化を防ぐため、ワクチン接種の御検討を！

※2019 年人口動態調査

インフルエンザを予防するためには？

《1》流行前のワクチン接種

日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

ワクチンを受けた高齢者は、死亡の危険が1/5に、入院の危険が約1/3から1/2にまで減少することが期待できるとされています。

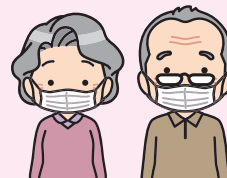


《2》咳エチケット

インフルエンザは、主に、咳やくしゃみの際に口から発生する小さな水滴（飛沫）によって感染します。

普段から①～③を心がけてください。

- ①他の人に向けて咳やくしゃみをしない
- ②咳やくしゃみが出るときはマスクをする
- ③手のひらで咳やくしゃみを受け止めたら手を洗う



《3》手洗いやアルコール製剤による手指衛生

手洗いで付着したウイルスを洗い落とすことや、アルコール製剤による手指の消毒もインフルエンザウイルスに対して有効です。

